



2026 年 8 月 4 日

各 位

会 社 名 トヨタ自動車株式会社
代 表 者 名 取締役社長 近 健太
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
お問合せ先 資本関連事業部長 森山 由英
(T E L . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1)

従業員に対する株式交付制度としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付「従業員に対する株式交付制度の継続及び従業員に対する新たな株式交付制度の導入に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、本日、2025 年度から導入している株式付与 ESOP 信託（以下、「本信託」という。）を活用した、①当社の幹部職のうち、一定の要件を満たす者を対象とする株式交付制度（以下、「幹部職向け制度」といい、その対象となる従業員を「対象幹部職」という。）を継続することに加え、②幹部職に限らず、一定の要件を満たす特定の人材も対象とする株式交付制度（以下、「特定人材向け制度」といい、その対象となる従業員を「対象特定人材」という。また、幹部職向け制度及び特定人材向け制度を併せて「本制度」と総称し、対象幹部職及び対象特定人材を併せて「対象従業員」と総称する。）を導入することにつき決定いたしました。

これに伴い、当社は、本日、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことにつき決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 8 月 25 日
(2) 処分する株式の種類	普通株式
(3) 処分する株式の数	1, 154, 400 株
(4) 処分価額	以下のいずれか高い方の金額（注 1） ① 決定前営業日（2026 年 8 月 3 日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の終値 2, 963. 5 円 ② 2026 年 8 月 7 日（以下、「条件決定日」という。）の直前営業日の終値（以下、「条件決定日前営業日の終値」という。）

(5) 処分価額の総額	3,421,064,400 円（本日現在の見込額であり、上記（4）の処分価額に 1,154,400 株を乗じた金額とします。）
(6) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（注 2） （株式付与 ESOP 信託口）
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

（注） 1. 本自己株式処分に係る処分価額の決定方法（条件決定日を設けた趣旨）

当社は本自己株式処分の決定日である 2026 年 8 月 4 日に、2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信の開示、並びに自己株式の取得及び業績予想の修正の公表を行っております。そこで、当社は、当該開示及び公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、条件決定日に、2026 年 8 月 3 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,963.5 円と条件決定日前営業日の終値を比較し、いずれか高い方の金額を処分価額として決定いたします。

（注） 2. 処分予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）は、当社と三菱UFJ 信託銀行株式会社との間で当社を委託者、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者（共同受託者を日本マスタートラスト信託銀行株式会社）とする信託契約（以下、「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて対象従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として対象従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日、幹部職向け制度を継続すること及び特定人材向け制度を導入することを決定しています。これに伴い、当社が三菱UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 ESOP 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）に対し、本自己株式処分を決定いたしました。

処分株式数につきましては、幹部職向け制度及び特定人材向け制度においてそれぞれ定められている株式交付規準に基づき信託期間中に対象従業員に当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付（当該当社株式に生じる配当金の給付と併せて、以下、「交付等」という。）を行うと見込まれる最大の株式数であり、その希薄化の規模は 2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 15,794,987,460 株に対し 0.01%、総議決権個数 130,034,393 個に対する割合 0.01%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入）となります。

また、直近において、公開買付けの方法による自己株式の取得（決済の開始日：2026 年 5 月 25 日。取得数量：1,192,330,962 株）、自己株式の消却（消却日：2026 年 6 月 30 日。消却数量：1,200,000,000 株）及び自己株式の処分（払込期日：2026 年 6 月 30 日。処分数量：634,900 株）を行っており、これらを考慮すると、処分数量は発行済株式総数 14,594,987,460 株に対し 0.01%、総議決権個数 118,117,433 個に対する割合 0.01%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、幹部職向け制度及び特定人材向け制度におい

てそれぞれ定められている株式交付規準に従い対象従業員に交付等が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(1) 幹部職向け制度は、対象幹部職に業績に応じてポイントを付与し、当該ポイント数に相当する数の当社株式等について本信託から交付等を行う制度です。対象幹部職が退職した場合、死亡した場合、幹部職向け制度が廃止された場合、又は対象幹部職が幹部職向け制度の対象とならない国の居住者となることが決定した場合に、当社株式等の交付等を行います。ただし、対象幹部職が死亡した場合、本制度の対象とならない国の居住者となることが決定した場合及び株式交付条件を満たした対象幹部職が国内非居住者である場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付（対象幹部職が死亡した場合においては相続人への給付）を受けるものとします。受益権確定日は、対象幹部職が退職した場合には、退職日とし、対象幹部職が死亡した場合には、当社が死亡を知った日の10営業日後とし、幹部職向け制度が廃止された場合には、事由発生直後の翌々月の第1営業日とし、対象幹部職が幹部職向け制度の対象とならない国の居住者となることが決定した場合には、幹部職向け制度において定められた株式交付規準で定める所定の日とします。なお、対象幹部職が退職した場合又は幹部職向け制度が廃止された場合、対象幹部職に対する当社株式等の交付等にかかる受益権確定日が、対象幹部職が株式交付規準の内容を知ることとなる日の属する事業年度にかかる有価証券報告書（当該知ることとなる日が当社の事業年度開始後6か月以内の日である場合にあっては、当該事業年度にかかる当社の半期報告書）の提出日より前となる場合には、正当な理由による退職又は組織再編成等が行われる場合を除き、当該日より後に当社株式等の交付等を行います。したがって、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定される期間の満了前に、本信託から対象幹部職に対して当社株式が交付されることは想定されないため、対象幹部職に交付する当社株式について譲渡制限は付しません。また、対象幹部職が、当社の役員就任に伴い退職する場合において本制度により交付された当社株式については、当社の役員を退任するまでの間、継続して保有しなければならないものとします。

(2) 特定人材向け制度は、対象特定人材に職責又は役割等に応じてポイントを付与し、当該ポイント数に相当する数の当社株式等について本信託から交付等を行う制度です。対象特定人材が退職した場合、死亡した場合、特定人材向け制度が廃止された場合、又は対象特定人材が特定人材向け制度の対象とならない国の居住者となることが決定した場合に、当社株式等の交付等を行います。ただし、自己都合により退職した場合、ポイント付与日から3年間を経過していないポイントについては累計ポイントから減じられます。また、対象特定人材が死亡した場合、本制度の対象とならない国の居住者となることが決定した場合及び株式交付条件を満たした対象特定人材が国内非居住者である場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付（対象特定人材が死亡した場合においては相続人への給付）を受けるものとします。受益権確定日は、対象特定人材が退職した場合には、退職日とし、対象特定人材が死亡した場合には、当社が死亡を知った日の10営業日後とし、特定人材向け制度が廃止された場合には、事由発生直後の翌々月の第1営業日とし、対象特定人材が特定人材向け制度の対象とならない国の

居住者となることが決定した場合には、特定人材向け制度において定められた株式交付規準で定める所定の日とします。なお、対象特定人材が退職した場合又は特定人材向け制度が廃止された場合、対象特定人材に対する当社株式等の交付等にかかる受益権確定日が、対象特定人材が株式交付規準の内容を知ることとなる日の属する事業年度にかかる有価証券報告書（当該知ることとなる日が当社の事業年度開始後6か月以内の日である場合にあっては、当該事業年度にかかる当社の半期報告書）の提出日より前となる場合には、正当な理由による退職又は組織再編成等が行われる場合を除き、当該日より後に当社株式等の交付等を行います。したがって、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定される期間の満了前に、本信託から対象特定人材に対して当社株式が交付されることは想定されないため、対象特定人材に交付する当社株式について譲渡制限は付しません。また、対象特定人材が、当社の役員就任に伴い退職する場合において本制度により交付された当社株式については、当社の役員を退任するまでの間、継続して保有しなければならないものとします。

【信託契約の内容】

① 制度の名称	幹部職向け制度	特定人材向け制度
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
③ 信託の目的	対象幹部職に対するインセンティブの付与	対象特定人材に対するインセンティブの付与
④ 委託者	当社	
⑤ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑥ 受益者	対象幹部職のうち受益者要件を充足する者	対象特定人材のうち受益者要件を充足する者
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑧ 信託契約日	2025年8月25日	
⑨ 信託の期間	2025年8月25日から2026年8月31日まで （信託契約の変更により2029年8月31日まで延長予定）	
⑩ 議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
⑫ 追加信託金の金額	上記1. 処分の概要の（5）の処分価額の総額から本信託内に残存する金銭を控除した金額（信託報酬・信託費用を含む。）	
⑬ 株式の取得方法	当社（自己株式処分）から取得	
⑭ 株式の取得時期	2026年8月25日	
⑮ 帰属権利者	当社	
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする	

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 8 月 3 日（本自己株式処分にかかる決定日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,963.5 円と条件決定日前営業日の終値を比較し、いずれか高い方の金額としております。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であり、条件決定日において決定される処分価額は、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上